



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例（平成 24 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号）をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

岡山県市町村総合事務組合管理者 重 森 計



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条 1 項の表中

を

5,943 円	7,720 円	9,400 円	10,653 円	11,538 円	12,285 円
4,455 円	5,340 円	6,358 円	7,430 円	8,473 円	9,255 円

を

5,660 円	7,352 円	8,670 円	9,612 円	10,411 円	11,085 円
4,243 円	4,926 円	5,864 円	6,853 円	7,815 円	8,509 円

に改める。

第 46 条の表常時介護を要する状態の項中「104,530 円」を「104,290 円」に、「56,720 円」を「56,600 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,270 円」を「52,150 円」に、「28,360 円」を「28,300 円」に改める。

第 129 条第 2 項第 1 号中「104,530 円」を「104,290 円」に改め、同項第 2 号中「56,720 円」を「56,600 円」に改め、同項第 3 号中「52,270 円」を「52,150 円」に改め、同項第 4 号中「28,360 円」を「28,300 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例第 34 条第 1 項の表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例第 46 条及び第 129 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の新旧対照表

新

旧

(学校医等の補償基礎額の特例)

第 34 条 当該組合市町村の設置する学校（学校教育法第 1 条に規定する学校をいう。）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下この章において「学校医等」という。）についての補償基礎額は、前条第 3 号の規定にかかわらず、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日における次の表の上欄に掲げる当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数に応じて、同表に掲げる額とする。

医師、歯科医又は薬剤師としての経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	5,660 円	7,352 円
学校薬剤師の補償基礎額	4,243 円	4,926 円

10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上
8,670 円	9,612 円	10,411 円	11,085 円
5,864 円	6,853 円	7,815 円	8,509 円

2～5 略

(介護補償)

第 46 条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって介護を要する状態の区分に応じ、次の表に掲げる障害の程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に同表に掲げる介護を受けた日の区分ごとに同表に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1)～(3) 略

(学校医等の補償基礎額の特例)

第 34 条 当該組合市町村の設置する学校（学校教育法第 1 条に規定する学校をいう。）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下この章において「学校医等」という。）についての補償基礎額は、前条第 3 号の規定にかかわらず、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日における次の表の上欄に掲げる当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数に応じて、同表に掲げる額とする。

医師、歯科医又は薬剤師としての経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	5,943 円	7,720 円
学校薬剤師の補償基礎額	4,455 円	5,340 円

10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上
9,400 円	10,653 円	11,538 円	12,285 円
6,358 円	7,430 円	8,473 円	9,255 円

2～5 略

(介護補償)

第 46 条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって介護を要する状態の区分に応じ、次の表に掲げる障害の程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に同表に掲げる介護を受けた日の区分ごとに同表に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1)～(3) 略

介護を要する状態の区分	障 害	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するものの 2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するものの 3 前2号に掲げるもののほか、第41条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第42条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	1 一ヶ月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） 2 一ヶ月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が56,600円以下であるときに限る。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が104,290円を超えるときは104,290円） 月額56,600円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するものの 2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するものの 3 第41条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第42条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	1 一ヶ月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） 2 一ヶ月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支給された額が28,300円以下であるときに限る。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が52,150円を超えるときは52,150円） 月額28,300円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

(介護補償)

第129条 略

2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が前項の表常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が104,290円を超えるときは、104,290円）

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新

介護を要する状態の区分	障 害	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するものの 2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するものの 3 前2号に掲げるもののほか、第41条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第42条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	1 一ヶ月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が56,720円以下であるときに限る。） 2 一ヶ月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支給された額が56,720円以下であるときに限る。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が104,530円を超えるときは104,530円） 月額56,720円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するものの 2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するものの 3 第41条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第42条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	1 一ヶ月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。） 2 一ヶ月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支給された額が28,360円以下であるときに限る。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が52,270円を超えるときは52,270円） 月額28,360円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

(介護補償)

第129条 略

2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が前項の表常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が104,530円を超えるときは、104,530円）

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新

たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が 56,600 円 以下である場合に限る。) 56,600 円

- (3) 介護補償に係る障害が前項の表随時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が 52,150 円 を超えるときは、52,150 円)

- (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が 28,300 円 以下である場合に限る。) 28,300 円

たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。)に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が 56,720 円 以下である場合に限る。) 56,720 円

- (3) 介護補償に係る障害が前項の表随時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合(次号において「随時介護を要する場合」という。)において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げるときを除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が 52,270 円 を超えるときは、52,270 円)

- (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が 28,360 円 以下である場合に限る。) 28,360 円